

豊根村公共施設等総合管理計画

(概要版)



平成 29 年 3 月



豊根村

本計画の位置づけと計画期間・対象施設

豊根村（以下、本村）では、全国の自治体と同様に、住民に対する行政サービスの向上を目指して公共施設等（庁舎、ホール等の公共施設及び道路、橋りょう、上水道等のインフラ資産）の整備を行ってきました。その結果、これまで公共施設等は、住民の生活を支え、生活の質や豊かさを向上させ、活力ある地域社会を形成することに寄与してきました。

しかし、特に高度成長期に整備された公共施設等は耐用年数の超過や老朽化により、今後一斉に更新時期を迎えます。また、超高齢社会の到来や少子化による急激な将来人口の減少、住民ニーズやとりまく社会情勢の変化もあり、地方自治体の財政に大きな影響を与える公共施設等の維持・管理・更新を長期的に検討する必要が生じてきました。

そこで、現在の公共施設等の全体を把握し、長期的視点から維持・管理・更新を計画的に行っていくための基本計画として、本計画を策定します。

■ 計画期間：2017年度～2046年度（30年間）

■ 対象施設：本村が所有する公共施設（いわゆるハコモノ）およびインフラ資産（道路・橋りょう・上水道）

※ 河川、農林道、文化財、事務組合・広域連合が管理する施設等は対象外とします。

「人口ビジョン」からみる将来予測

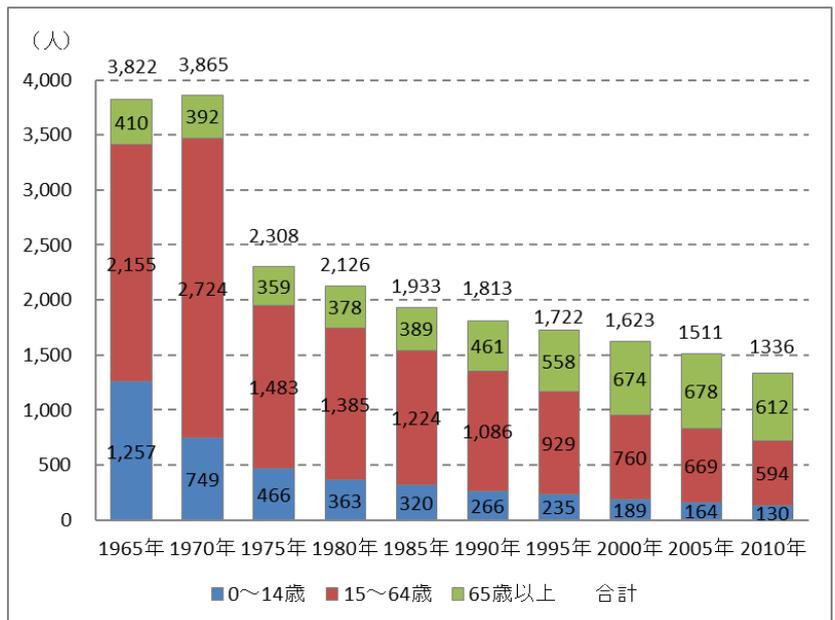
人口の推移をみると、本村の総人口は減少の一途をたどっています。年少人口（0歳～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加を続け、少子高齢化も進行しています。特に、2010年には、老年人口（65歳以上）が生産年齢人口（15歳～64歳）を逆転し、高齢化率も45.8%に達しました。

「人口ビジョン」が目指す将来人口は、次のような仮定や対策を達成することを前提として、2025年に1,015人（高齢化率47.9%）、2035年に915人（高齢化率37.4%）、2045年に871人（高齢化率28.2%）と目標値を定め、2060年に人口を900人程度確保するとしています。

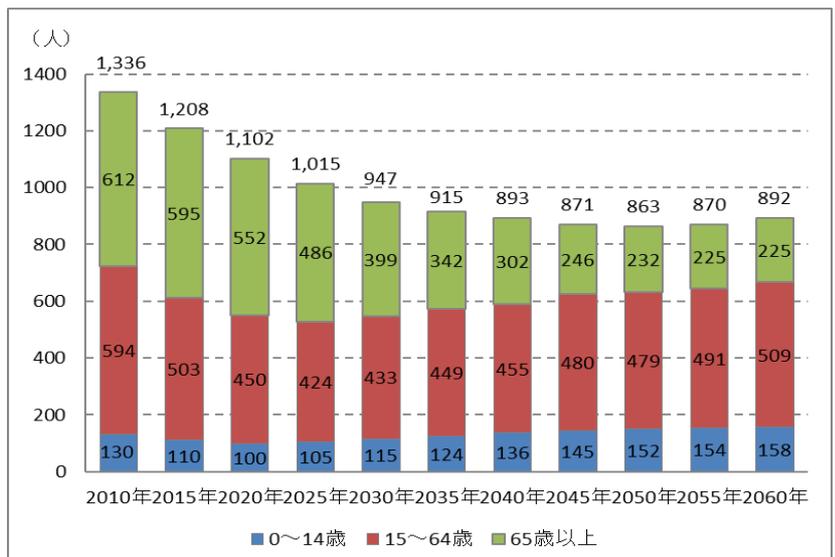
◆ 国のビジョンによれば、仮定として、現在の全国の出生率1.39を、2020年に出生率1.6、2030年に1.8まで向上し、2040年に2.07が達成されるケースを前提としている。豊根村の出生率の想定目標の考え方としては、全国の出生率が1.39に対し、豊根村の出生率は1.51であるので、これを前提に国の出生率目標をそのまま適用した場合を想定する。

◆ 転出抑制と転入促進対策として、主に「しごとの確保」と「定住生活基盤の確保」に取り組み、毎年3家族（大人2人・子供1人）程度の定住促進を図ることにより、人口の確保を図る。

〈人口の推移〉



〈「人口ビジョン」が目指す将来人口推計〉



歳入と歳出の推移

歳入の推移（普通会計）



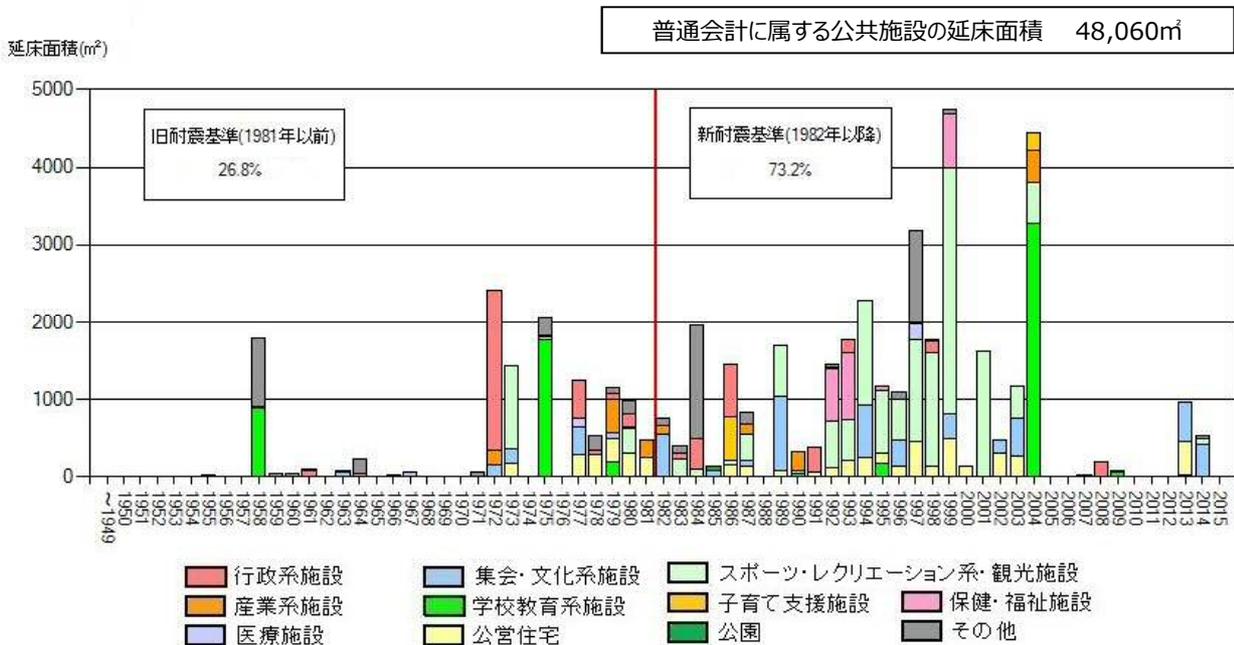
2015年度の普通会計の歳入は28.2億円です。その内訳は地方交付税が12.8億円と最も多く、次いでその他の一般財源4.6億円、地方税4.0億円となっています。歳入全体の推移は、年度ごとに増減はありますが、概ね25～30億円の幅であり、2006～2015年度は年平均27.7億円となっています。

歳出の推移（普通会計）



2015年度の普通会計の歳出は27.0億円です。その内訳は物件費が最も多く6.3億円、次いで投資的経費5.0億円、人件費4.7億円となっています。また、公共施設（ハコモノ）や道路、橋りょうの建設費にあたる「投資的経費」は、2006～2015年度で総額48.7億円（年平均4.9億円）となっています。

公共施設の延床面積と建築年（普通会計）



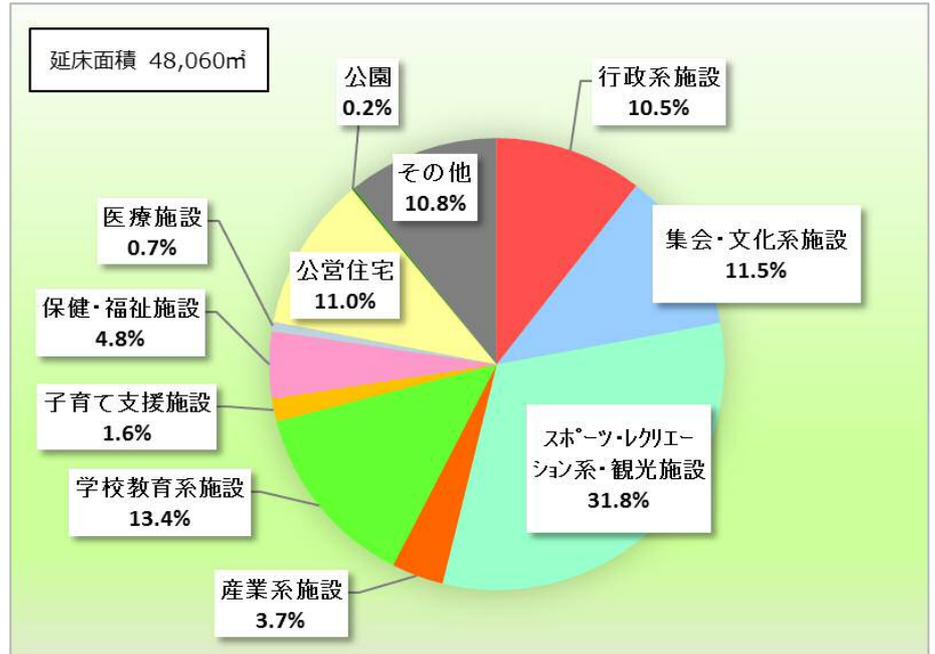
普通会計に属する公共施設の延床面積の合計は48,060㎡であり、うち旧耐震基準となる昭和56（1981）年以前に建設された公共施設は26.8%、昭和57（1982）年以降に建設された公共施設は73.2%です。

旧耐震基準以前に建設されている施設では、行政系施設、学校教育系施設が目立ちます。建築年の古い施設は、耐用年数を超えていくと順次更新（いわゆる建て替え）を行う必要が生じることから、今後の財政負担を検討しておくことが求められます。

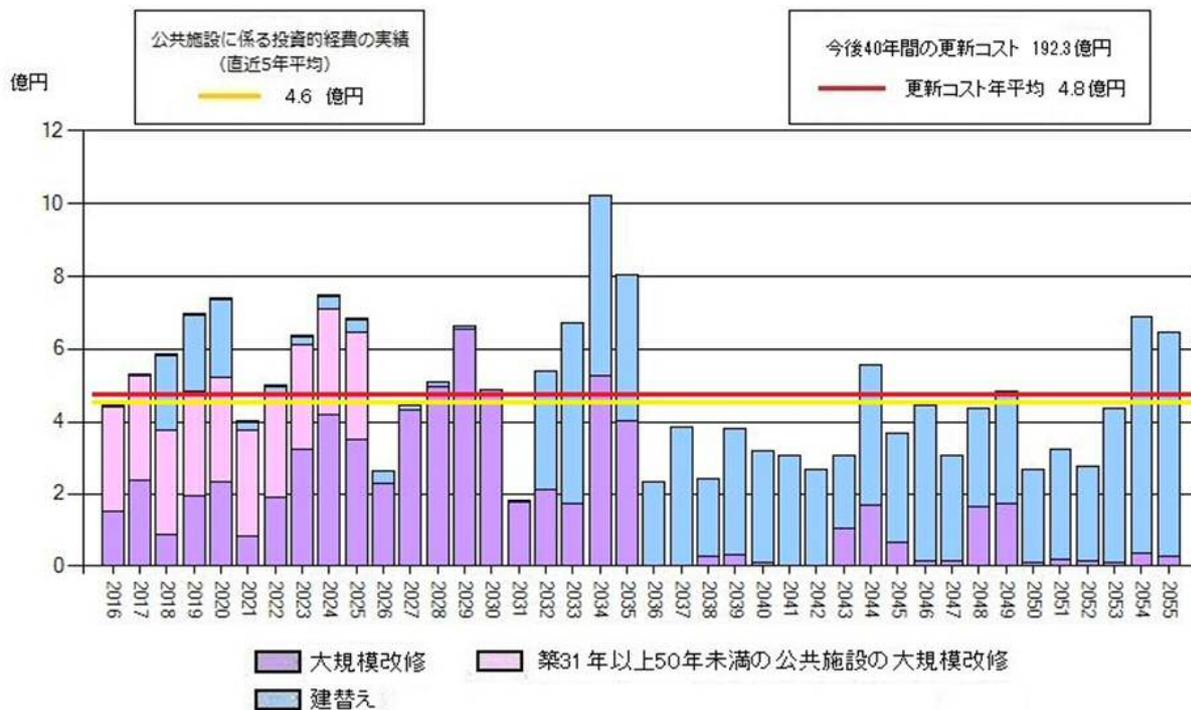
公共施設の延床面積の割合（分類別）

延床面積の割合が一番大きいのはスポーツ・レクリエーション系・観光施設であり、31.8%です。次に学校教育系施設が13.4%、集会・文化系施設が11.5%、公営住宅が11.0%となっています。

「人口ビジョン」から見る将来予測から、今後、村全体の人口減少と少子高齢化が益々進むことがわかります。それに対応する形で公共施設のあり方を検討していくことが必要であり、具体的には、施設を統廃合するなどの総量（公共施設においては延床面積）の縮減や、定住促進のための更なる住宅供給などが挙げられます。



公共施設の更新コスト試算（普通会計）



現在保有の公共施設（ハコモノ）をこれからもすべて維持していくと仮定した上で改修や更新（建て替え）を行った場合、今後40年間の更新コストは総額192.3億円、年平均4.8億円（赤線）という試算になりました。

2011～2015年度の公共施設に係る投資的経費の実績が、年平均4.6億円（黄色線）であり、これまで以上に更新コストがかかることがわかります。

今回の試算は、現在保有の公共施設のみで行っており、新規建設などは含まれないため、現在の公共施設の総量ベースでの削減目標を立てるとともに、新規建設については長期的観点から慎重な判断が求められます。

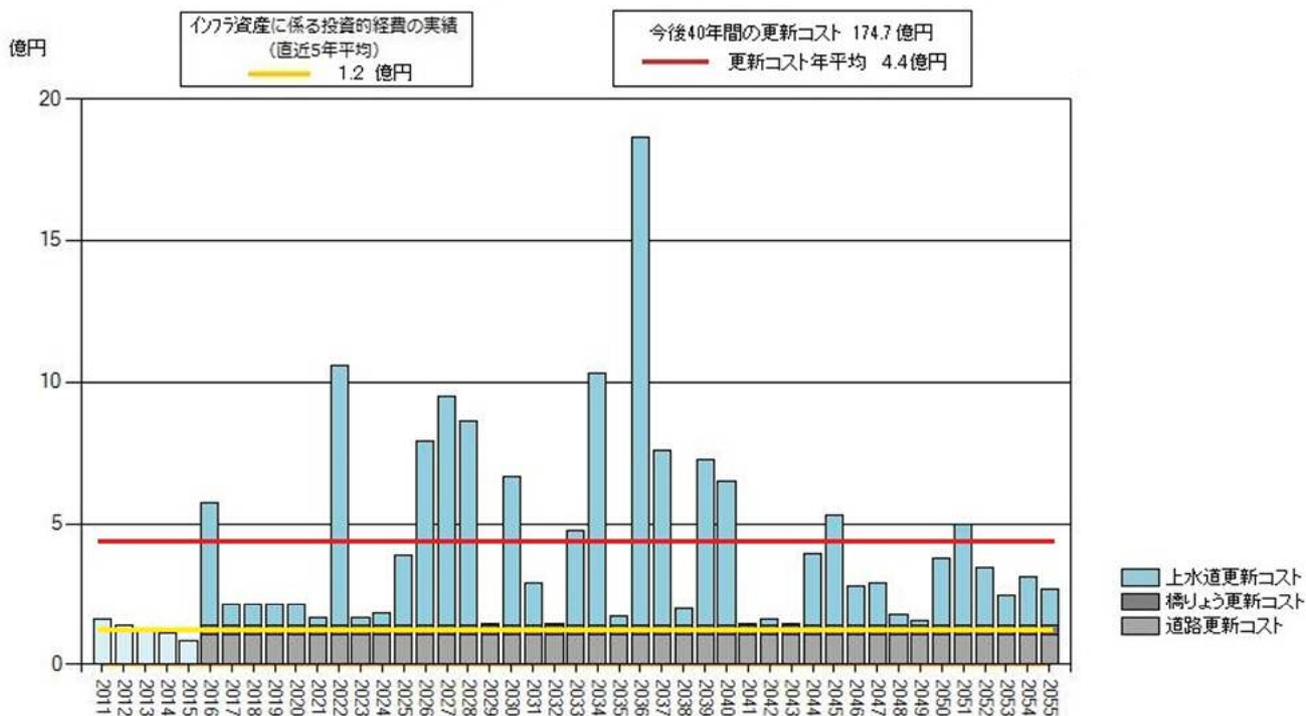
インフラ資産(道路・橋りょう・上水道)の概況

本村のインフラ資産(道路・橋りょう・上水道)は、総延長18.1kmです。

インフラ資産は住民が生活をする上で欠かせないものであり、その性質上、一度築いたものはなかなか廃止できないため、財政状況や地域の人口動態を勘案して、適切な維持管理と更新に努める必要があります。

区分	大分類	詳細
インフラ資産	道路	1級(幹線)村道 10,639m
		2級(幹線)村道 14,101m
		その他の村道 42,148m
	橋りょう	83本 1,186m
	上水道	113,392m

インフラ資産の更新コスト試算



上水道会計に属する上水道施設を含む、既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、今後40年間の更新コストは総額174.7億円、年平均4.4億円(赤線)という試算になりました。

2011~2015年度の既存更新コストは年平均1.2億円(黄色線)であり、これを基準に算定すると年平均3.2億円の負担増が見込まれます。

公共施設およびインフラ資産の更新コスト試算は、総務省推奨の「公共施設等更新費用試算ソフト」を利用しており、当該ソフトの基準により、2016年から2055年までの40年間で行っています。

■ 公共施設の数値目標について

今後40年間の更新コストは年平均4.8億円であり、現状の予測で年平均0.2億円の不足が見込まれます。したがって、総量（延床面積の合計）の削減割合は4.2%（ $=0.2\text{億円} \div 4.8\text{億円}$ ）となります。

この数値は、今すぐに公共施設を削減していかなければならない数値ではありません。しかし、減少する人口動態や厳しい財政状況の中・長期的に検討する中で、公共施設の統廃合や複合化などを積極的に推し進め、総量を削減することで維持管理・修繕・更新コストの軽減を行っていかなければならないことは明白です。

また、公共施設削減に伴う運営費用の削減や長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減、施設管理の効率化によるコスト削減なども勘案して、更新費用に充当可能な財源の確保に努めることも重要であり、施設ごとの運営、維持管理に関する計画の策定も検討していきます。

■ インフラ資産の数値目標について

今後40年間の更新コストは年平均4.4億円であり、現状の予測ではかなりの負担増が見込まれます。ただし、インフラ資産に関しては廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持管理、更新していくことを前提とし、総量に対する数値目標は「現状維持」とします。

そのため、更新時期にあわせた基金の積み増しや、上水道に関しては適切な利用者負担を図るなど、更新コスト増大を見込んだ財政運営に加えて、道路、橋りょう、上水道の各資産に応じた維持管理水準の見直し、長寿命化計画等に基づく計画的で適切な維持管理、更には地区ごとの人口増減等に伴うインフラ需要の変化を予測することで、それぞれのインフラ資産を必要かつ適正規模で更新するように努めます。

庁内の推進体制と今後の課題

■ 庁内の推進体制

- (1) 全庁的で横断的な推進組織づくり・・・公共施設等に関する情報は公会計管理台帳などとあわせて財産管理を統括する課（総務課）で一元管理します。そして、公共施設等の現況を所管課が定期的にデータ入力することにより、公共施設等の現状をできる限り時間差がなく一体的に把握できる状態に努めます。
- (2) PDCAサイクルを意識した段階的な実施計画の作成・・・施設ごとの個別計画を、各施設の所管課ごとに作成し、PDCAサイクルを取り入れながら、個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

■ 今後の課題

- (1) 行政サービス水準等の検討・・・さまざまな面からサービス水準を検討していきます。
- (2) 議会や住民との情報共有・・・公共施設等に関する情報については積極的な公開に努めます。
- (3) PPP/PFIの活用について・・・民間の活力やノウハウの活用を推進します。
- (4) 行政区域を超えた広域連携について・・・近隣自治体や県との広域連携は、現状通りの方針で実施します。